



令和6年9月24日
国土交通省関東地方整備局
千葉国道事務所

国道357号 若松交差点（海側・東京方面）における 右折車線の規制について

国道357号の千葉県習志野市若松交差点（海側・東京方面）において、道路照明灯の更新工事のため、令和6年10月17日（木）午前0時～午前5時に、右折車線の規制を行います。

本規制に伴い、東京方面から国道14号方面への右折ができなくなります。

道路利用者の皆様方には、ご迷惑をおかけしますが、看板及び誘導員に従い、浜町2丁目交差点での迂回（右折）のご協力をお願いいたします。

<問い合わせ先>

関東地方整備局 千葉国道事務所

電話：043-287-0311（代表） メールアドレス：ktr-chiba-koho@mlit.go.jp

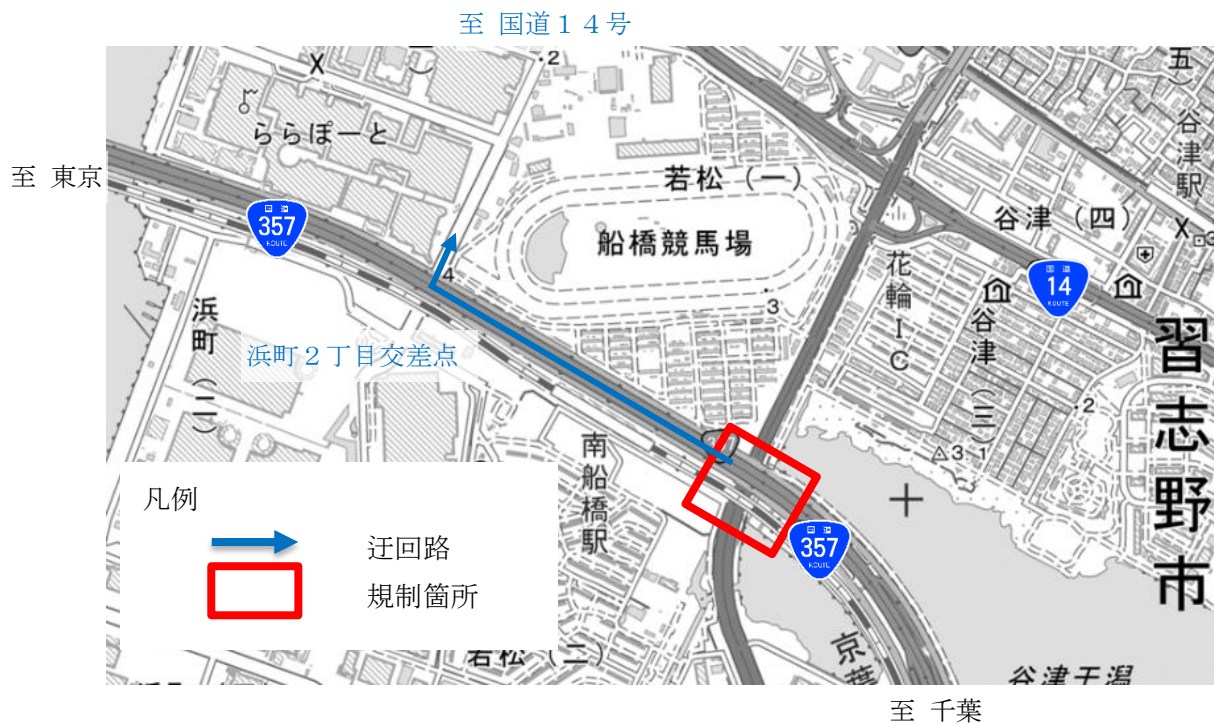
副所長 開地（かいち）（内線：205）

防災情報課長 小又（こまた）（内線：281）

■規制日時

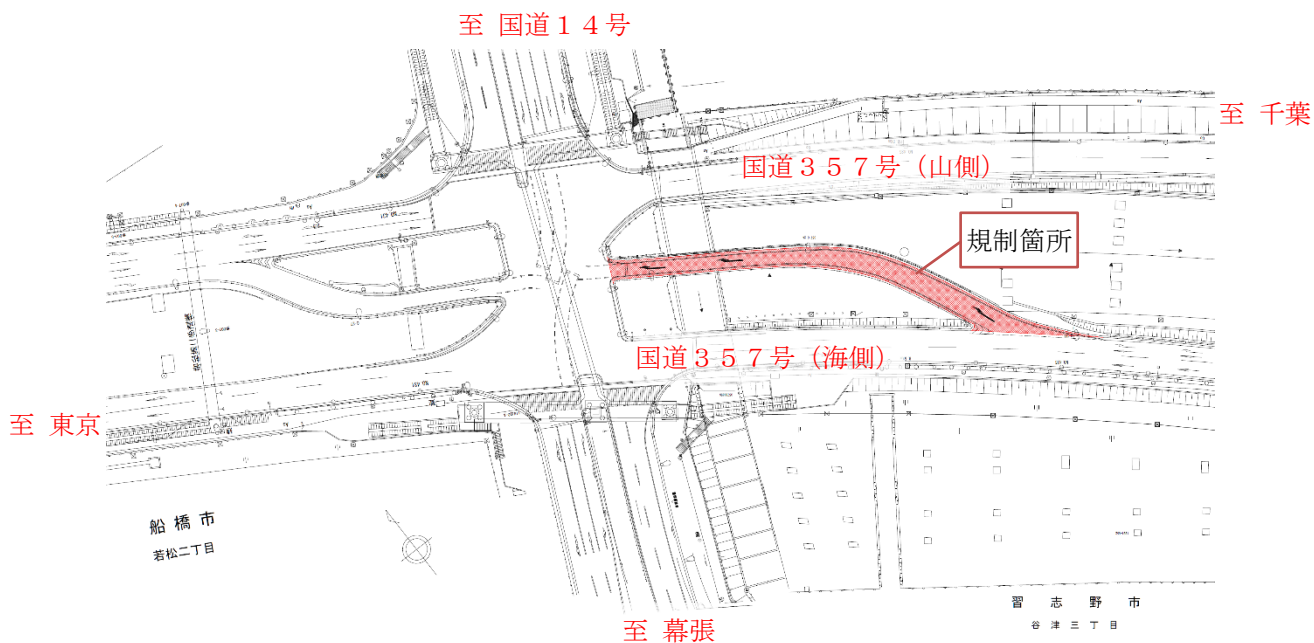
令和6年10月17日（木） 午前0時から午前5時

■規制箇所及び迂回路



若松交差点（規制箇所）を東京方面側へ直進し、一つ先の浜町2丁目交差点にて右折をお願いいたします。

■詳細図



千葉国道事務所ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/chiba/>

X（旧 twitter）情報 https://x.com/mlit_chibakoku



ホームページ



X